

会 議 録

会議の名称	令和5年度 第1回 所沢市成年後見制度推進検討委員会
開催日時	令和5年5月16日（火）14時00分 ～ 15時30分
開催場所	所沢市こどもと福祉の未来館 多目的室3・4号
出席者の氏名	飯村 史恵（委員長）、笹原 文男（副委員長）、近藤 宏一、高野 香、 行武 綾子、内野 孝雄、一色 義直、溝井 光正、小野寺 健、中川 博之、 黛 浩一郎、梅本 晶絵、田中 保子
欠席者の氏名	
説明者の職・氏名	地域福祉センター 主査 新井 一也、主任 竹村 俊朗
議 題	(1) 所沢市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について (2) その他
会議資料	<p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 委員名簿、席次表 ・ 資料1：所沢市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について ・ 資料2：所沢市成年後見制度利用促進基本計画 指標進捗状況管理表 ・ 資料3-1：令和4年度市区町村別成年後見制度利用者数一覧表 (管内別・類型別) ・ 資料3-2：令和4年度市区町村別成年後見等申立件数一覧表 (管内別類型別) ・ 資料4-1：市長申立て実績一覧 ・ 資料4-2：報酬助成実績一覧 ・ 資料5：成年後見センター作成リーフレット
担当部課名	福祉部 地域福祉センター 電話04(2922)2115 地域福祉センター 参事 菅原 聖二 地域福祉センター 主査 新井 一也 地域福祉センター 主任 伊藤 庸介 地域福祉センター 主任 竹村 俊朗

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
<p>事務局 (菅原参事)</p>	<p>1. 開 会 開会を宣言した。</p> <p>2. 新任委員、事務局職員、オブザーバーの紹介 令和5年4月1日付けの人事異動で変更のあった委員等を紹介した。 (委員) 齊藤委員 → 一色委員 (市障害福祉課長) 粕谷委員 → 溝井委員 (市高齢者支援課長) 松井委員 → 小野寺委員 (市保健センターこころの健康支援室長) 田邊委員 → 後任調整中 (事務局) 遠藤副主幹 → 新井主査 (市地域福祉センター) (オブザーバー) 鈴木 亜由子 氏 (所沢市成年後見センター)</p> <p>3. 会議の運営方法に関して ①会議の公開・非公開について (原則、公開とする) ②会議録の記録方式について (発言者名は公開とし、要約方式で記録する) ③会議録の確定について (委員長に署名・承認を得て、確定する)</p> <p>4. その他 ①傍聴希望者の確認 傍聴希望者なし。 ②資料の確認 配付資料を確認した。</p> <p>5. 議 題</p>
<p>事務局 (竹村主任)</p>	<p>1. 所沢市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について ～資料1から資料5を用いて説明～ 令和4年度の市計画の各指標の実績を報告した。 【施策目標1】 ・成年後見制度出前講座の受講者数 (R4年度実績 215人) ・成年後見制度出前講座の実施回数 (R4年度実績 12回) ・成年後見に関わる相談件数 (R4年度実績 939件) (概要) 特に相談件数については令和3年度と比較してコンスタントに相談件数が増加しており、成年後見センターが少しずつ認知され始めていることが推察される。相談の内容に</p>

	<p>についても「制度について」と「申立ての方法について」の相談件数が増加しており、制度の利用を具体的に検討し始めている方が増加傾向にあることが伺える。</p> <p>令和4年度の実績値が令和5年度の目標値を既に超えているが、件数が増加すればよいとは考えておらず、「相談をしたことで本人の困りごとが解消されたのか、されなかったのか」あるいは「適切な支援に繋がったのか、そうではないのか」ということが本質的には重要である。数字で見えない部分についてどのように評価していくのかということについて、意見をいただきたい。</p> <p>【施策目標2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親族後見の利用者数（R4年度実績 153名） ・市民後見人の選任（R4年度実績 0名）※累計1名（R3年度に1名選任） ・あんしんサポートねっとの利用者数（R4年度実績 38名） ・市長申立て実施件数（R4年度実績 17件） <p>（概要）</p> <p>親族が後見人等として選任されている割合は、本市の場合は36.6%となっており、さいたま家裁川越支部管内で比較すると他市町村より若干高くなっている。それを鑑み、本市において親族後見人等を対象とした相談会を開催しているが、周知が行き届いていないのが現状である。親族後見人等への効果的なアプローチについて、意見をいただきたい。</p> <p>【施策目標3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核機関の設置（R4.6月設置） ・専門職による無料相談における成年後見人等の相談回数（R4年度実績 12回） <p>（概要）</p> <p>地域連携ネットワーク構築の取組として令和5年度は後見人等情報交換会の開催を2回予定している。まだ初期の段階であるため、お互いに顔の見える関係、困ったときにお互いに相談しあえる関係の構築を目標としつつ、関係性が構築できてきたらケーススタディ等を通じて、関係者の対応力が向上するような内容を検討していきたい。後見人等情報交換会の内容について、要望等あれば意見をいただきたい。</p>
中川委員	市長申立ての実施件数の対象者別の内訳を教えて欲しい。
事務局 (竹村主任)	資料4-1に記載のあるとおり、令和4年度については17件全て高齢者であった。
飯村委員長	認知症高齢者が対象者としては最も多いが、制度利用のニーズは知的障害者や精神障害者にもあると考えられる。令和4年度の市長申立ての実績は全て高齢者とのことであるが、市として高齢者の市長申立てを重点的に行っているのか、それとも受け付けた相談の結果として全て高齢者となったのか。
事務局 (竹村主任)	市長申立てについて高齢者を重点的に行っているということではなく、相談対応の結果として全て高齢者となった。知的障害者についての相談もあったが、戸籍照会や親族

飯村委員長	<p>調査等で令和4年度中に申立てに至らなかったと担当課からは聞いている。</p> <p>現行の制度では、親族等の申立権がある方の意向確認や調整に時間を要するという実態がある。また、民法上は対象者を各福祉制度に沿って規定しているわけではないため、必要性という観点で制度利用を検討していく必要がある。しかしながら、個々の状況は様々であり、高齢者、知的障害者、精神障害者というように対象別に問題が現れる訳ではない実態をどのように考えるかということについては、引き続き本委員会でも意見をいただきたい。</p>
笹原副委員長	<p>資料3-2「令和4年度市区町村別成年後見等申立件数一覧表」及び資料4-1「市長申立て実績一覧」の関係について、それぞれの資料の時点が異なっているが、資料3-2の詳細な内訳が資料4-1という理解でよいか。また、資料3-1「令和4年度市区町村別成年後見制度利用者数一覧表」については累計の利用者数という理解でよいか。</p>
事務局 (竹村主任)	<p>資料3-1、3-2はさいたま家裁が作成し、埼玉県から提供されたものであるため、市が作成している資料4-1、4-2とは時点と内訳が若干異なっている。資料3-1、3-2は令和4年1月から12月末までの件数、資料4-1、4-2は令和4年度の件数となっているため、内容については完全に一致しているわけではないが重複しているものが多くを占めている。</p> <p>また、資料3-1は令和4年12月末時点で後見等が開始している、又は、任意後見監督人が選任されている事件数となり、後見等が終了した事件数は含まれていない。</p>
梅本委員	<p>市長申立ての相談件数は把握しているか。</p>
事務局 (竹村主任)	<p>高齢者については令和4年度については15件相談があったと担当課から聞いている。障害者については正確な数字は持ち合わせていないが、数件相談があったと聞いている。市長申立て実施件数17件と相談件数15件の差については、前年度以前に受け付けた相談について令和4年度に市長申立てに至ったということで理解いただきたい。</p>
飯村委員長	<p>事務局から説明のあった相談件数については、市長申立てについての具体的な相談ということでの件数であり、そこまで具体化していない相談件数という意味ではこれ以上に件数があるものと推察されるので、数字のみではなく背景についても理解を深められるとよい。また、事務局から「相談件数の数字で表れない部分の評価方法」「親族後見人等への効果的なアプローチ」「後見人等情報交換会で扱うテーマ」について特に重点的に意見をいただきたいとのことだが、まず、相談件数について現場の実情等を踏まえて意見はあるか。</p>
高野委員	<p>地域包括支援センターや成年後見センターに相談した方が、リーガルサポートに電話で問い合わせをもらうというケースが少しずつ増えているように感じる。相談件数が増</p>

	<p>加しているということについて、市は相談に対応しきれていないという意味で課題だと捉えているのか。</p>
<p>事務局 (竹村主任)</p>	<p>成年後見センターが最も多くの相談を受けているが、正職員が2名、非常勤等の職員が3名という体制となっている。成年後見センターだけで500件以上の相談に対応しており、業務がひっ迫している状態であるため、このまま成年後見センターへの相談が増え続けると、対応が追いつかなくなってくることも十分想定される。地域包括支援センター等でも既に多くの相談に対応してもらっているところではあるが、高齢化社会の中で相談件数自体が増えることは今後も十分想定されるので、引き続き、地域連携ネットワークを構築し身近な相談窓口で一次相談に対応できる体制を整えていく必要があると考えている。</p>
<p>高野委員</p>	<p>司法書士会とリーガルサポートで定期的に電話相談を行っており、制度の概要に関する相談であれば、利用できる。また、地域包括支援センターやケアマネージャー等の身近な相談窓口で相談に行かれるケースも多いと考えられるので、関係者にも制度への理解を深めてもらえるような機会を設けることで、一般的な相談については身近な相談窓口で対応し、成年後見センターが最終的にコーディネートするというような位置づけになるよう、司法書士会としても連携を深めていきたいと考えている。</p>
<p>事務局 (竹村主任)</p>	<p>事務局としても今後相談窓口の一つとして、連携を深めていきたい。</p>
<p>飯村委員長</p>	<p>他の専門機関もそれぞれ取り組んでいることがあるので、その情報を機能的に集約し、必要のある方に対応していくことが重要になる。地域包括支援センターから、現場での現状等について説明をお願いしたい。</p>
<p>田中委員</p>	<p>既に地域包括支援センターでは成年後見についての相談を多く受け、対応していることを理解いただきたい。地域包括支援センターには、保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士の3職種が配置され、主に社会福祉士が成年後見制度やその他社会福祉制度について理解しているので、他のスタッフと共有しながら相談に対応している。相談内容については一概に言えないほどバラエティーに富んでいるが、高齢者においては、身寄りがない方が増えてくると、市長申立てに繋がる可能性が高くなると考えられる。障害者の場合は親族が支援しているケースが多いため、市長申立ての実績値として障害者の申立て件数が少ないと考えられるのではないかと。核家族化が進み子供がいない高齢者や配偶者を亡くし1人で暮らす高齢者が増えてきている。親族がいる場合でも高齢である、または、遠方に住んでいるというケースもあり、そのような方が成年後見制度の利用に繋がるように支援していくことになるかと考えられるが、本人に資産があれば専門職の方に後見人等お願いすることになり、資産がわずかである、身寄りがないという方については、市長申立てで対応していくことになる。実際に、本人が意思表示できない状態で入院されたものの、親族がおらず本人の今後について手続きが進まず困っていると</p>

	<p>いう相談も高齢者支援課や地域包括支援センターに寄せられることがある。そのようなケースでは、身寄りの有無等も含めて高齢者支援課と連携しながら本人の実態を確認し、必要に応じて、市長申立てに繋げている。他にも、高齢夫婦で夫が入院しており、妻に認知症が疑われるケースでは、なんとか妻の生活が成り立っていたりすると、成年後見制度の利用を拒否されることもある。継続して支援していく中で、生活が破綻してきたり、支援してくれる親族が出てくる等でようやく状況が進んでいくというように時間を要するケースも多くある。また、知的障害者の家族の方が認知症になるケースもある。家族会等のネットワークで周りの方が支えているということもあるが、第三者が支援し続けることには限界があるということで相談が寄せられることもある。そのような場合には、時間をかけながら本人との信頼関係を築き、制度利用に繋げていっている。地域包括支援センターには様々な相談が寄せられており、都度、関係機関に繋げているが成年後見センターで対応しきれない相談を地域包括支援センターで対応するとすると、地域包括支援センターも人員が足りないという実情を理解いただきたい。</p>
飯村委員長	<p>今の話の中に地域連携ネットワークの勉強会や研修のテーマに関連するような話題も多くあったので、今後もこのような意見交換を積み上げていながら何を優先的に取り組んでいくかを考えていけるとよい。成年後見センターからは地域包括支援センターの話に関連していかがか。</p>
梅本委員	<p>地域包括支援センターには日頃から権利擁護という観点で本当に様々な相談を受けてもらっているの、成年後見センターとしても今後より連携を深めたいと考えている。肌感覚の話にはなるが、成年後見センターに寄せられる相談としては、制度について教えて欲しいという相談もあるが、多額の負債を抱えており、かつ、判断能力が著しく低下している等、複合的な課題を抱えている方について関係機関から相談が寄せられること増えてきているように感じる。相談を受けてその後のどのように対応していくかということが現場として一番悩むところであり、相談を受けて早急な支援が必要だが手立てがなかなか見つからないというケースがとても多く、対応方法を見出すことが課題だと考えている。地域連携ネットワークの構築は、そのような観点からも必要不可欠であり、市民の相談窓口へのアクセスのし易さはもちろんのこと、各相談への対応方法については共通の課題として検討していく必要がある。地域包括支援センターや相談支援事業所等でそれぞれ相談を受けていただいているが、相談内容を今後分析した上で、適切に対応するにはどのような体制を構築する必要があるのか、ということについて意見交換をしていきたい。施設別の相談件数が資料1に記載されているが、地域包括支援センターでの相談受付数は実際に記載されている件数よりも多いのではないかと感じている。</p>
飯村委員長	<p>相談件数が実態をどのように捉えているのかということと、相談を受けた後にどのような形で問題解決まで図っていくかということを経済評価に反映できるとよいという意見である。</p>

高野委員	相談者は家族が多いのか、あるいは関係機関が多いのか。また、相談内容についてはどのようなものが多いのか。
所沢市成年後見センター (鈴木主任)	本人が相談に来られることは少ない。親族や関係機関ではケアマネージャーからの相談が多く、他にも地域包括支援センターや行政から相談を受けることがあり、気軽に利用いただいている実感がある。
高野委員	親族からの相談であれば、自身の身内についての相談ということになると考えられるが、関係者からの相談は本人に身寄りがないというケースが多いのか。
所沢市成年後見センター (鈴木主任)	関係者からの相談は必ずしも本人に身寄りがないというわけではなく、親族が遠方に住んでいて代わりに関係者が相談するというケースや、親族に説明するために関係者が相談するというケースがある。
高野委員	コーディネートが必要な相談については成年後見センターで、制度について少し知りたいというような相談はそれ以外の相談窓口で、というように役割を分担するとよいのではないか。
事務局 (竹村主任)	市としても、一次相談はどの窓口でも受けられ、複雑な問題については成年後見センターでコーディネートしてチームで対応するという体制を、最終的には構築していきたいと考えている。
笹原副委員長	社会福祉士会もさいたま市で定期的に相談会を行っている。また、月2回勉強会を行っており、それぞれの社会福祉士が抱えているケースについて互いに相談している。県内ではNPOを立ち上げて法人として受任している社会福祉士もいるが、まだまだ需要には追いついていない。所沢市の計画は社会福祉士会の中でも関心が高いので、西部地区の会議に行政にも参加していただいて、お互いに意見交換を行う場があってもよい。行政には現場の人員を増やすということについて、引き続き検討いただきたい。また、地域の身近な相談役である民生委員や病院の医療ソーシャルワーカー等に対しても制度について理解を深めてもらう場があってもよいのではないか。
飯村委員長	人材の確保については、現場や委員会での意見、相談件数の数字で見えない質的な部分を踏まえて、予算要求の根拠を積み上げていくことが重要である。民生委員や医療ソーシャルワーカー等を対象とした情報交換会等は実施してもよいのではないかと考える。
事務局 (竹村主任)	令和4年度は民生委員を対象とした出前講座を数回開催した。民生委員は地域住民の最も身近な相談窓口の1つであるため、今後も民生委員等を対象とした出前講座は継続していきたい。

中川委員	<p>知的障害者について、8050 問題が大きな問題であると考えている。親が亡くなる前に障害を持つ子の将来について考えておかないと、結局親族や支援してくれる申立人がいなくなり市長申立てになってしまう。自身が所属する法人では、そのような流れにならないよう、積極的に啓発活動を行っている。最近耳にしたが、知的障害者に対して親や他の親族が経済的搾取をしているケースがあり、そのようなケースでは成年後見制度の利用に結びつかない。経済的搾取に気づいても、親権を盾にされ、適切な支援ができないというケースが非常に多い。そのような状況が見過ごされてしまうと、本人の人権が守られないので、経済的搾取について市は情報提供を受けたら、対応ができるよう検討していただきたい。親も高齢で困窮しているという背景がある場合もあり、今後、同様の事例が増えるのではないかと危惧している。</p>
飯村委員長	<p>障害者の虐待等について、行政からも意見はあるか。</p>
一色委員	<p>制度利用が必要な方が適切に制度を利用できるようすることが大事だが、制度利用がゴールではないと考えている。本人やその親族の気持ちに寄り添った上で、目指すべき方向性がどこにあるのかをしっかりと見極めて支援していきたい。制度利用に結びついていない方がいる可能性も見据えた上で業務に取り組んでいきたい。</p>
飯村委員長	<p>虐待も含めた相談窓口を周知していくという課題が見えたと思う。</p>
近藤委員	<p>経済的虐待について、高齢者支援課、弁護士会、社会福祉士会で虐待対応に関する会議を行っており、地域包括支援センターにも参加してもらっている。成年後見や虐待の問題について事例検討が行われており、専門職の視点から、高齢者虐待にあたるのか、どのように対応したらよいかということについて助言している。昨年も複数回参加しており、高齢者支援課のレベルアップに微力ながら貢献させてもらっている。高齢者についてはこのような体制で対応しているので、ケースとして情報提供があれば助言できる。</p>
田中委員	<p>高齢者の場合も、子が親に対して経済的搾取をしているというケースがある。子が親の年金を使い込んでいるということだけであると表面上は問題が見えてこないが、それにより施設に対する支払いが滞ることでサービスが利用できないということや、適切な医療が受けられていないということがきっかけで経済的虐待が露呈されることがある。経済的虐待は将来的には成年後見制度と密接に繋がっていく可能性があると考えられる。高齢者支援課で予算を確保いただき、専門職から助言をいただく形での勉強会を年に複数回行っており、地域包括支援センターのスキルアップや知識の獲得という面で非常に役立っている。</p>
飯村委員長	<p>これまで出た意見を行政で整理し、今後の取組みに落とし込んでもらいたい。このような委員会の場で事例研究を行っている自治体もあるので、今後の参考にしてほしい。</p>

<p>事務局 (新井主査)</p>	<p>2. 「その他」</p> <p>～資料1を用いて説明～</p> <p>今後のスケジュール等について説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回以降は11月、1月の開催を予定 ・市計画の中間評価と後期3年間に向けた取組についての協議 ・会議録の確定前に各委員に発言の内容・主旨についての確認予定
<p>飯村委員長</p>	<p>今後市計画の中間評価を予定しており、数字で見えない部分も重要という意見も多くあったが、そのような質的な部分の評価について事務局としてどのように考えているか。</p>
<p>事務局 (竹村主任)</p>	<p>中間評価については、数字で見えない部分についても文章等で評価を盛り込む必要があると考えている。</p>
<p>飯村委員長</p>	<p>各委員においても、中間評価の方法について意見があれば本日に限らず意見をもらいたい。最後にオブザーバーの成年後見センター鈴木様から一言お願いしたい。</p>
<p>所沢市成年後見センター (鈴木主任)</p>	<p>権利擁護について、皆に考えていただき、質的評価の部分についても多くの意見をいただき非常に心強く感じている。今後も知見を拝借できると幸いである。また、現場の実態も本日把握できたため、今後の取組みに反映していきたい。</p>
<p>事務局 (菅原参事)</p>	<p>6・閉 会</p> <p>閉会を宣言した。</p>

